

2 飼料増産総合対策事業 (1) 国産粗飼料増産対策

【911(1, 214)百万円】

対策のポイント

国産飼料の一層の生産と利用の着実な拡大による飼料自給率向上を進め、資源循環型で飼料基盤に立脚した力強い畜産経営を確立します。

<背景/課題>

(飼料生産受託組織等の育成)

- ・国産粗飼料の生産拡大を図るためには、飼料生産受託組織（コントラクター）等の飼料生産組織による飼料生産の外部化を進め、畜産農家の労働負担の軽減及び飼料生産作業の効率化・低コスト化を促進することが重要です。
- ・コントラクターは、地域の畜産経営に欠かせない存在となっており、引き続き全国的にコントラクターを育成して行くことが必要となっています。

(稲発酵粗飼料の生産)

- ・稲発酵粗飼料（稲WCS）は、稲の穂と茎葉を同時に刈り取ってサイレージ化（発酵）した粗飼料で、平成23年度の作付面積は23,086haとなっており、平成20年度から13,853ha(+150%)拡大しています。
- ・一方、急速な生産拡大の中で適切な栽培や収穫・調製による品質改善が課題となっていることから、より高品質・高収量な稲WCSの生産・利用を推進することが重要です。

政策目標

飼料自給率の向上

26%（平成20年度） → 38%（平成32年度）

<主な内容>

1. 事業内容

(1) 飼料生産組織育成

コントラクター等の育成を図るため、新たに作業受託を始めるコントラクター等に対し、作業受託開始当初3年間に限り、受託面積に応じた支援を直接支払いにより行います。

【補助率：定額】

(2) ハイグレード稲発酵粗飼料利活用推進

飼料作物の中で取組が浅く、現場段階での品質・収量に差が見られる稲発酵粗飼料について、ハイグレード稲発酵粗飼料コーディネーターの指導の下で高品質・高収量な稲発酵粗飼料の生産・利用を図る継続的な取組に対し、飼料の生産面積に応じた支援を行います。

【補助率：定額（1万円／10a以内）】

[お問い合わせ先：生産局畜産部畜産振興課（03-6744-2399（直））]